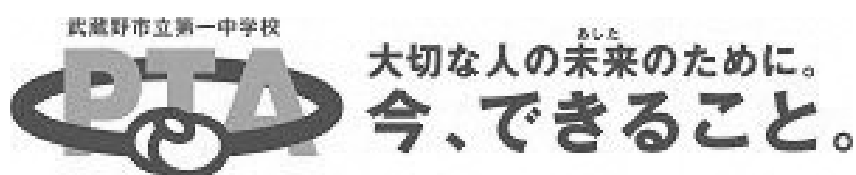


保存版

令和8年5月

PTA会則 諸規定



武蔵野市立第一中学校 P T A

武蔵野市中町3-9-5
電話 0422-51-8041

武蔵野市立第一中学校 P T A 会則

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 本会は、武蔵野市立第一中学校 P T A (略称 武一中 P T A) と称し、事務所を同校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、父母（保護者）と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を助ける事を目的とする。

第 3 章 性 格 と 方 針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする非営利的・非宗教的・非政党的な民主団体であって次の活動方針を守る。

1. 他の学校 P T A との連絡を密にし、必要に応じて協力する。
2. 青少年の教育と福祉のために活動する他の諸団体および機関と協力する。
3. 学校の運営並びに行政事務、教職員の人事給与に干渉しない。
4. 特定の宗教・政党並びに公職選挙の候補者を支持しない。

第 4 章 活 動

第 4 条 本会は、その目的を達成するために次の活動を行う。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の学習と生活の向上のために協力する。
2. 生徒の教育環境をよくすることに協力する。
3. 会員相互の研修と親睦をはかる。
4. 公教育費の充実を促進することに協力する。

第 5 章 会 員

第 5 条 会員は、生徒の父母（保護者）と教職員とする。

第 6 条 会員は、会費を納めるものとする。

第 7 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 8 条 会員は、武蔵野市 P T A 連絡協議会の会員となる。

第 6 章 会 計

第 9 条 本会の経費は、会費をもってこれに充てる。

第 10 条 会費は月額 200 円とする。

第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 組織と運営

第12条 本会の組織は次の通りとする。

1. 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 3名以上（P 2名以上・T 1名）

書記 3名（P 2名・T 1名） 会計 3名（P 2名・T 1名）

但し、P連会長当番校、周年行事に当たる場合、もしくは必要と認める事項が発生した時は、前年度会長の権限により役員の人数を増やすことができる。

（選挙管理委員会にその人数を明らかにし選挙を行う。）また当該年度会長（内定含む）が必要と認めた場合に限り、その権限によって会長代理職を設けることができる。

2. 本会に相談役（校長）を置く。

3. 本会に次の委員を置く。

学年学級委員（各学級から2名）

校外委員・広報委員・文化委員（各学級から各々1名）

4. 本会に会計監査（2名）を置く。

第13条 役員および委員選出の方法は、次の通りとする。

1. 会長・副会長・書記・会計は、全会員の中から前年度中に武蔵野市立第一中学校PTA役員選挙管理規定（細則）に則って選出する。

2. 前条1項により会長代理職を設ける場合は、その任に就く者を当該年度会長（内定含む）が当該年度副会長（内定含む）から選出する。

3. 教職員は、委員とする。

4. 学年学級委員は、各学年毎に正副委員長各1名を互選する。

5. 校外委員は、正副委員長各1名を互選する。

6. 広報委員は、正副委員長各1名を互選する。

7. 文化委員は、正副委員長各1名を互選する。

8. 役員は、委員を兼ねることができない。

第14条 役員の任期は1年とし、再任してもよい。ただし、再任は3年を限度とする。
なお欠員を生じた場合は次の通りとする。

1. 会長が欠員となった場合は、副会長が会長となる。

2. 副会長・書記・会計に欠員を生じた場合は、必要に応じて互選会候補者の中から後任委員を選出できる。後任委員がすでに委員を受けている場合は、役員を優先できるものとする。その後、会員の承認をもって役員とする。

3. 後任役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第15条 役員および委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を処理する。

2. 会長代理は会長が必要に応じて依頼した職務を行う。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4. 書記は、総会・全校委員会・運営委員会の議事、会の活動に関する重要事項の記録保管、および会の庶務を行う。

5. 会計は、会の会計を処理する。

6. 役員・正副学年委員長・各正副委員長・教職員の代表委員運営委員会を組織してその運営に当たる。
7. 役員および委員は、全校委員会を組織してその運営に当たる。
8. 学年学級委員・校外委員・広報委員・文化委員は、それぞれ委員会を組織してその運営に当たる。
9. 各委員会へ教職員の代表委員が加わる。

第16条 会計監査の選出および任務は次の通りとする。

1. 会計監査は、会長が指名し総会において承認を得る。
2. 会計監査は、会計を監査する。
3. 会計監査の任期は、1年とし再任してもよい。
4. 会計監査は、役員および委員を兼ねることはできない。

第8章 集 会

第17条 本会の集会は次の通りとする。

1. 総会 2. 全校委員会 3. 運営委員会 4. 各委員会
5. 学年会・学級会 6. 学年委員会

第18条 総会は、会長が招集し、議長はそのつど別に選出する。

全校委員会・運営委員会は、会長が招集してその議長となる。

その他の集会は、その長が招集してその議長となる。役員・相談役は何れの集会にも出席することができる。

第19条 総会は、本会最高の議決機関とし、毎年5月中までに定期総会を開く。総会においては、前年度の収支決算を承認し、新年度の予算並びに事業計画、その他必要な事項を議決する。

臨時総会は、運営委員の過半数が必要と認めたときに開く事ができる。

総会は、会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ開く事ができない。

第20条 全校委員会は、総会に次ぐ議決機関として毎年度初頭1回、および随時これを開き、事業計画、予算の変更その他の事項を議決する。

第21条 運営委員会は、必要に応じ適宜これを開き、各委員会の統合連絡、議決機関に提出する議案報告書等の作成、その他、会運営上の重要事項（庶務・企画・運営・連絡・渉外・その他各委員会に属さない事項）を審議し、執行する。

特に必要ある場合、運営委員会は特別委員会を設けることができる。

特別委員会の正副委員長は、運営委員となる。

第22条 各委員会は、随時これを開き、その任務は次の通りとする。

1. 学年学級委員会は、学年・学級のPTA活動の充実をはかる。
2. 校外委員会は、生徒の生活の健全化をはかり、環境の浄化に努める。

3. 文化委員会は、研修会・講習会・講演会等を企画し、会員相互の親睦と教養向上に努める。
4. 広報委員会は、P T A会報を発行する等、広報活動を行う。
5. 学年委員会は、各学年の委員と教職員により構成され、必要に応じて開く事ができ、学年委員相互の交流をはかる。

第23条 学年会・学級会は、会員と教職員により構成され、P T A活動の基盤となる会で、会員相互の親睦をはかり、生徒の健全育成に努める。

第24条 集会の決議は、総て出席者の多数決による。

第9章 職 員

第25条 本会に、その事務を処理するため、運営委員会の議決により、職員を置く事ができる。

附 則

第26条 本会の運営上必要な細則は本会則の定める範囲内で運営委員会において定めることができる。

第27条 選挙管理規定・慶弔等規定は別に定める。

第28条 本会則は、総会の議決によらなければ改正することができない。

第29条 本会則は、制定の日（昭和52年4月1日）より施行する。

第30条 本会則は、改正により平成3年4月1日より実施する。

第31条 本会則は、改正により平成8年4月25日より実施する。

第32条 本会則は、改正により平成13年5月17日より実施する。

第33条 本会則は、改正により平成16年5月20日より実施する。

第34条 本会則は、改正により平成19年5月17日より実施する。

第35条 本会則は、改正により平成21年5月22日より実施する。

第36条 本会則は、改正により平成26年5月20日より実施する。

第37条 本会則は、改正により平成29年5月8日より実施する。

第38条 本会則は、改正により令和8年5月29日より実施する。

武蔵野市立第一中学校 P T A 役員選挙管理規定（細則）

第 1 条（選挙管理委員会）

1. 選挙管理委員会は、第 1 学年及び第 2 学年の各クラスから選出された 2 名、および教職員から選出された 1 名とで構成される。選挙管理委員の任期は 1 年とする。
2. 正副委員長を各 1 名選出する。
3. 候補者選出に必要な事務及び進行を行い、選出された候補者の名簿を作成する。
4. 各学年から選出された候補者による互選会を招集し、必要な事務及び進行を行う。
5. 互選会で役員に内定した者の名簿を全会員に配布する。名簿に記載された役員内定者が役員に選任されることについて異議のある会員は、名簿の配布日後、1 週間以内に所定の用紙を用いて選挙管理委員会に異議を申し立てる。
6. 第 5 項の規定による役員内定者のうち、同項に基づく異議申立ての数が、会員数の 2 分の 1 以下である者は、次年度の P T A 役員となることが確定する。異議申し立ての数が 2 分の 1 を超える内定者は次年度役員となることができない。この場合は、本条第 3 項から第 5 項の規定に従い、再選出を行う。選挙管理委員会は、これらの結果を遅滞なく公表する。

第 2 条（役員の選出）

1. 役員（会長・副会長・書記・会計）の選出は、互選会の内定を経て行う。

第 3 条（互選会）

1. 互選会は、各学年から選ばれた候補者により構成され、話し合いにより役員を内定する。
2. 互選会は、選挙管理委員会により招集される。

第 4 条（候補者の選出）

1. 候補者の選出は、2 学期中に第 1 学年及び第 2 学年の話し合いにより行う。
2. 候補者は、第 2 条・1 にある四役のいずれかを限定せずに選出する。ただし、選挙管理委員は候補者になることはできない。
3. 候補者選出の話し合いは、全員の参加によることを原則とする。
4. 現役員、現特別委員会委員は、次年度役員の候補者に選出することを妨げない。ただし、現役員、現特別委員会委員及び本校の役員、特別委員会委員経験者は拒否権を行使することができる。

第 5 条（規定の改定）

1. 本規定を改定する場合、または本規定以外に必要と認める事項が生じた場合には、運営委員会にはかり決定することができる。

附 則

- 第 6 条 本規定は、平成元年 4 月 1 日より実施する。
- 第 7 条 本規定は、改定により平成 6 年 1 0 月 1 日より実施する。
- 第 8 条 本規定は、改定により平成 1 5 年 4 月 1 日より実施する。
- 第 9 条 本規定は、改定により平成 1 6 年 4 月 1 日より実施する。
- 第 1 0 条 本規定は、改定により平成 1 7 年 4 月 1 日より実施する。
- 第 1 1 条 本規定は、改定により平成 1 8 年 4 月 1 日より実施する。
- 第 1 2 条 本規定は、改定により平成 2 1 年 4 月 1 日より実施する。
- 第 1 3 条 本規定は、改定により平成 2 2 年 9 月 8 日より実施する。
- 第 1 4 条 本規定は、改定により平成 2 4 年 4 月 1 日より実施する。
- 第 1 5 条 本規定は、改定により平成 2 8 年 7 月 1 3 日より実施する。
- 第 1 6 条 本規定は、改定により平成 3 0 年 4 月 1 日より実施する。
- 第 1 7 条 本規定は、改定により令和元年 6 月 1 9 日より実施する。

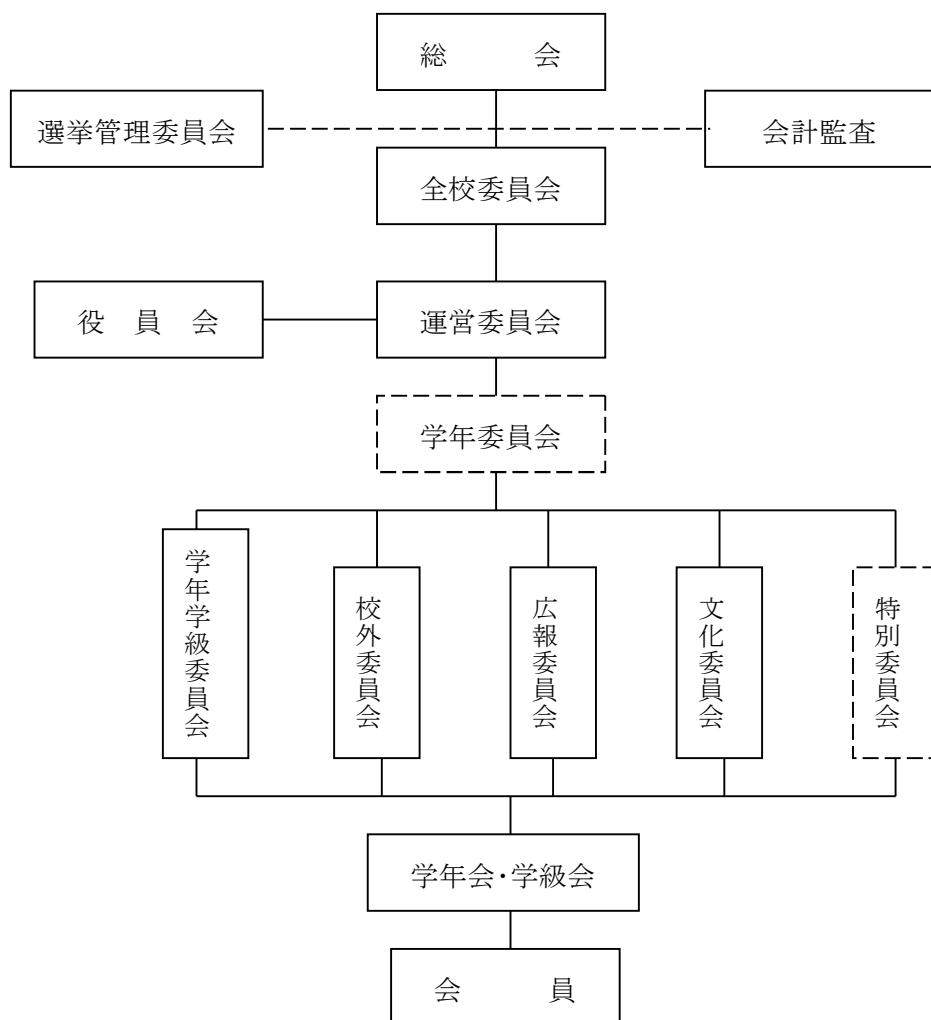
武蔵野市立第一中学校 P T A 慶弔等規定

- 第 1 条 会則第 2 7 条に基づき、P T A 会員・本校職員および生徒が下記に該当したときは、P T A として慶弔の意を表するものとする。
1. P T A 会員・本校職員および生徒の死亡 5 0 0 0 円
 2. 本校職員の婚姻
 3. 本校職員の転退職
 4. 本校教員の一親等以内の親族の死亡 5 0 0 0 円
- 第 2 条 第 1 条の事項に該当するものがある時は、速やかに会長に連絡し、適切な措置をとるものとする。
- 第 3 条 本規定以外に必要と認める事項が生じた時は、役員会にはかり決定をし、運営委員会に報告する。
- 第 4 条 本規定を改定する場合は、運営委員会にはかり決定することができる。

附 則

- 第 5 条 本規定は、平成 3 年 4 月 1 日より実施する。
- 第 6 条 本規定は改定により、平成 8 年 3 月 7 日より実施する。
- 第 7 条 本規定は改定により、平成 1 3 年 5 月 1 7 日より実施する。
- 第 8 条 本規定は改定により、平成 1 7 年 3 月 7 日より実施する。
- 第 9 条 本規定は改訂により 平成 2 4 年 4 月 1 8 日より実施する。

P T A 組 織 図



設立年月日

昭和 52 年 4 月 1 日